

「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(素案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <p>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見                  2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見                  3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見                  4 その他の意見</p>	<p>【意見の反映結果】</p> <p>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定                  ② 追加・修正あり                  ③ 追加・修正なし                  ④ その他</p>
---	--

計画全般について (27件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
1	基本条例や基本計画の周知、啓発の取り組みを強化してほしい。(同意見：他11件)	基本条例など認知度の向上については、特に重要な課題として計画に位置づけ、今後は、関係機関・団体との更なる連携を図り、条例や計画の周知・啓発に努めてまいります。	2	①
2	第1次計画の推進により、モラル・マナーが向上していると思う。(同意見：他6件)	第1次計画では、平成22年度から平成26年度までの5年間で、小倉や黒崎(重点地区)での巡視活動、モラル・マナーアップに向けた教育、啓発活動など、市民、事業者、市等が連携して様々な取り組みを推進してきました。 この結果、路上喫煙率の減少をはじめとして、違法駐車(小倉都心部)や放置自転車の撤去台数の減少など効果が生まれています。 今後も、「環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現」を目指して、市民や事業者、市等がそれぞれの役割を果たし、相互の連携と協働のもと、市民の意見を聞きながら迷惑行為防止の活動を進めてまいります。	1	①
3	モラル・マナー向上の取り組みを北九州市の玄関口である小倉駅周辺で行うことは、本市のイメージアップにつながるので、今後も重点的に行ってほしい。			
4	北九州市は他都市と比較して、モラル・マナーがよいと感じる。市民一人一人が当事者意識を持ち、自分自身の問題として、モラル・マナーアップに努め、北九州市のイメージ向上に貢献することが望ましいと考える。			
5	第2次計画の主なポイントは時宜を得た内容で大賛成である。町内会に加入する意識を持つだけで、迷惑行為が減少することは容易に推測できる。自治会任せにならないよう、市・企業・学校等が一体になって、モラル・マナーについて全市民が考えるような機会(場)づくりを期待する。			
6	これまで同様に行政、警察、民間事業者及び地域社会が一体となつての持続的な取り組みが大切だと思う。今回の計画策定で、より多くの人々が主体的に活動に関わることを期待する。			

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
7	行政は1部局に任せるのではなく、各部局が各々目標を立て連携を取りながら実施することで効果が上げられるのではないかと。	本計画の推進にあたっては、庁内（各部局）の関係課長等23名による「モラル・マナーアップ推進ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）」を組織し、全庁的な連携のもと迷惑行為防止に向けた取り組みを推進してまいります。	2	①
8	第1次計画で取り組んできた施策や事業を検証、総括したうえで第2次計画を策定しなければ、単なるスローガン集に終わると思う。	第2次計画については、第1次計画での効果や課題を「北九州市迷惑行為防止推進協議会（以下、協議会）」での審議（3回の会議）し、議論を重ねながら策定しました。今後は、これまでの取り組みの更なる充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズにも対応しながら計画を推進してまいります。	2	①
9	「推進する、図る」といった言葉が多用されているが、だから何をするのか具体的な方策・行動が市民には解らない。	基本計画には、計画の目標、基本方針、施策の方向性や具体的な施策も盛り込んでいますが、今後の計画の実施にあたりましては、具体的な内容がより市民に分かりやすいよう工夫をしながら取り組んでまいります。	3	①
10	基本計画では具体的な取り組みまで整理されているが、実行体制には触れていない。	基本計画の体制については、第3章の2「計画の推進体制等」に記載しております。具体的には、「ワーキンググループ」の開催や「協議会」での取り組みの審議、意見などをいただきながら計画を推進してまいります。	3	①

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

### 重点地区の拡大や罰則の強化について（4件）

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
11	条例や啓発活動の効果で迷惑行為は減り、改善されていると思うが、一部のルールを守らない人のために良好な環境が壊されているのも事実だと思う。子どもや市外来訪者には引き続き教育や啓発が必要だと思うが、市内の大人は良し悪しを理解したうえで行動ではないか。守らない大人にはエリア外でも罰則を与えるべきだと思う。または、守る人へのインセンティブでもいいと思う。	迷惑行為防止重点地区の指定については、協議会において、罰則を適用するという厳しい処分を行うため、限定的であることが望ましく、実効的な巡視の観点からも必要最小限の範囲とする必要があるとの答申を受けています。この答申に基づき重点地区を指定しておりますので、ご理解をお願いします。	2	③
12	路上喫煙とポイ捨て禁止地区を全地区に拡大し、ポスターや看板の掲示、回覧板での周知を行う。			
13	罰則の強化を図ってほしい。			
14	ごみ問題について、迷惑行為に対する過料の適用強化等に取り組むべきと考える。			

### 市民意識の醸成について

#### ① マナーアップ教育の強化・推進について（24件）

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
15	モラル・マナーは各自の意識の問題なので、教育の強化を行うことが重要。特に小さな頃からの家庭教育は重要であり、親のモラル・マナーの向上が大切だと思う。（同意見：他1件）	モラル・マナー向上への更なる取り組みとして、子どもから大人までを対象とした教育や啓発の推進に向けて、他部局や他機関との連携を更に強化してまいりたいと考えています。	2	①
16	道徳教育の対象範囲を広げて欲しい。			

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
17	小学生からの教育を強化してほしい。	モラル・マナーの向上のためには、長期的な視点を持った息の長い取り組みが不可欠であり、子どものころから迷惑行為をしない、させないという意識を育むことにより自ら進んで迷惑行為の防止に取り組む人材を育てていくことが必要です。 このため、教育委員会をはじめ市の関係部署などとも連携を図りながら、子どもを対象とした道徳教育や他人を思いやる心の醸成を図る啓発活動など幅の広い取り組みを進めてまいりたいと考えています。	2	①
18	教育の一環として、小中学校等の授業にモラル・マナーを取り入れてはどうか。			
19	モラル・マナーが根付くには子どもの教育に重点を置くことが肝要である。例えば、学校の授業で使いやすく、子どもからも感心が持たれるようなリーフレットを作成し、学校に配布するのも効果的ではないか。			
20	中学校、高校で呼びかけを行いマナーアップを図るといいと思う。			
21	子どもたちへの教育は身近な学生が授業を行う方が効果があるのではないか。学校側もそのノウハウが伝わるような仕組みづくりをすると良いと思う。	市民のモラル・マナーの向上を図るためには、様々な団体や機関との連携が重要であると考えています。市民センターでの出前講演などを活用し、警察とも連携しながら、モラル意識の浸透を図ってまいります。	2	①
22	市民センターや公民館等で定期的にマナーアップ教育の強化が必要だと思う。			
23	市民のモラルアップのために、警察による講習会を定期的に開くのはどうか。			
24	自転車のルール、マナーアップの指導、教育、啓発活動を強化してほしい。(同意見：他7件)	社会問題ともなっている自転車のルール・マナーアップについては、子どもの頃からの教育が重要であると考えており、計画では、小学生(高学年)を対象とした免許制度や中学2年生を対象としたルール検定などに取り組むこととしています。また、学校や企業等に出向いての交通安全教室等、警察やボランティアグループなど関係団体との更なる連携を図りながら取り組みを推進してまいります。 ご意見も踏まえ、「 <u>自転車安全運転向上事業</u> 」において、 <u>自転車の安全利用の更なる推進のため、自転車交通ルール検定の対象を大人にまで拡大します。</u> (文言追加)	2	②
25	自転車のマナーについて、中学生、高校生への啓発活動を強化してほしい。(同意見：他3件)			
26	自転車のルール・マナーアップのため講習会を開く。			
27	夜間の無灯火自転車や逆走自転車がいるが、自転車が通行するインフラの整備や法整備が間に合っていない。条例で対処できる分はしてほしい。			

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(素案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

### ② 市民啓発の推進について（15件）

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
28	市民に対してPR不足だと思うので、もっとPRした方が良い。市政だよりに掲載したり、現在ごみ収集車が電話詐欺注意の喚起をして回っていてインパクトがあるので、同様に行ってはどうか。	市政だよりの積極的な活用をはじめとし、市の関係機関がこれまで以上に連携し啓発活動に取り組んでまいります。	2	①
29	市民への認知度を向上させるために、定期的なキャンペーンや講習会等を継続的に行うとよいと思う。			
30	アジアからの旅行客が増え、自転車やたばこのマナーが気になる。海外の旅行客にもわかりやすい取り組みをしてほしい。	外国人や市外からの来訪者への対応については、JR小倉駅や黒崎駅（デッキ上）での4ヶ国語アナウンス、看板の整備、北九州空港でのポスター掲示及びチラシの設置、観光客へのパンフレット配布などを通じて啓発活動を実施しています。今後も、来訪者への周知を工夫してまいります。	2	①
31	時折、路上喫煙を見かけるが、市外の人のようなものである。観光等で来る人は認識がないため、小倉駅周辺以外にも推進地区の駅や区役所で迷惑行為防止のアナウンスを行ってはどうか。			
32	自転車のルール・マナーアップについては、自転車に乗る人だけでなく、自動車の運転手、歩行者等にも理解してもらうことが大事だと思う。（同意見：他1件）	社会問題ともなっている自転車のルール・マナーアップについては、子どもの頃からの教育とともに、年4回の交通安全運動、自転車など交通安全に関する出前講演などにこれまで以上に取り組んでまいります。また、警察や関係機関、さらにはボランティア団体と連携した街頭啓発などにも取り組みながら自転車のルール遵守やマナーアップ運動に取り組んでまいります。 <u>ご意見も踏まえ、「取り組みの課題と対応（4）自転車の迷惑走行 主な対応方針」として、北九州市自転車安全対策連絡会議でルール・マナーアップの方策などを議論しながら、自転車の安全利用の更なる推進を図ります。（文言追加）</u>	2	②
33	自転車走行の取り組みは警察等の協力がなければ推進は難しく、また一般市民の協力は得られないと思う。			
34	自転車ルールのポスターや看板を掲示し、回覧板での周知を行う。			
35	スマホを操作しながらの自転車運転や歩行者が多い場所での人ごみを縫うような危険な走行については、繁華街等で禁止にすることでマナーを周知することも必要だと思う。			
36	迷惑行為に関して厳しくなるのは仕方のないことだが、迷惑走行等、現場での判断が必要なものについては、しっかりと定義付けをし、見る人によって判断が異なることがないようにしてほしい。			

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
37	トイシでよく見かける「皆様のおかげでトイシがきれいになりました」というような張り紙をすることで人の意識は変わると思う。ごみも「捨てないで」と呼びかけるのではなく、「おかげさまで」という言葉に変えてはどうか。	迷惑行為防止の周知のためのポスターやチラシなどは、人の心に訴えかける表現やデザインの工夫が必要です。で、いただいたご意見を参考にしながら、効果的な取り組みとなるよう努めてまいりたいと考えています。	2	①
38	迷惑に感じる騒音で走るバイクや車等をなくす取り組みがあるといい。	基本条例では、「車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること」を迷惑行為として示しています。警察との連携を図りながら、迷惑行為のないまちづくりに努めてまいります。	2	①
39	家の前を通る車やバイクの騒音で子どもが目を覚まし困っている。			
40	犬の散歩でリードを長くしている飼い主がいて、車を運転中にヒヤリとすることがある。	動物愛護強化事業の中で、「犬のしつけ方教室」や「適正飼育講習会」等を開催し、動物の適正飼養の推進に努めてまいります。	4	①
41	市民一斉パトロールのように、市民一斉ごみ拾いをして、ごみ拾いをする団体だけでなく市民全体が意識を高めることのできる機会を作ってはどうか。	春の「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」、秋の「市民いっせいまち美化の日」と市民一斉のごみ拾いは毎年、実施しています。今後とも引き続き、市民が一体となって取り組める事業を実施するとともに、広く啓発活動を行ってまいります。	2	①

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

### ボランティア活動の活性化について

#### ① 市民活動等の促進について (9件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
42	第2次計画では、市民が気軽に迷惑行為防止のボランティア活動に参加できる取り組みを強化してほしい。	これまで市民や行政による様々な活動が展開されてきましたが、さらに迷惑行為の防止活動を着実に推進するため、より多くの市民などが活動に積極的に参加することが重要です。このため、様々な情報提供や支援等を行い、市民などが自発的な行動ができるための取り組みを進めてまいります。	2	①
43	市民と共同して行うイベントや、何かよい行いをした際に賞や景品があれば、やる気になる人は多いと思う。			
44	共助の担い手となる地域団体やボランティアに対する顕彰を充実させることで、継続するための動機付けに繋げてほしい。			
45	地域の方がよく目を通す「市民センターだより」「自治会だより」「まち協だより」などに地域で取り組んでいるモラル・マナー啓発活動を掲載して意識の向上を図ってはどうか。	市民や地域団体の方々による迷惑行為防止の活動事例を広く紹介する事は大変重要であると考えています。今後とも、市政だよりや市政テレビ・ラジオ、市のホームページ、各種パンフレットなどの広報媒体を利用してより多くの事例紹介に努めてまいります。	2	①
46	自転車盗難件数の多い地区でまち美化功労者の活動をしているが、更なる活動の活性化のために予算の増加や活動をメディアなどに取り上げてもらうことで啓発にも繋がると思う。			
47	防犯パトロール隊での活動の際は清掃用具を持参し、清掃をしながらパトロールしている。快適な生活環境を確保するには、「自分たちの街は自分たちできれいにする」ことが大切であり、今後も継続したい。	迷惑行為防止活動へのご協力に感謝申し上げますとともに、今後も市民などが自発的な行動ができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えています。	1	①

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
48	ごみの分別がまだ出来ていないし、収集日以外のごみ出しがあるため、ごみ出しマナーの徹底を図る。	ごみステーション改善推進事業では、ごみ出しルール違反者への指導強化や、地域と一緒にステーションの問題解決を図るとともに、地域の様々な取り組み事例を広く紹介するなど、地域が行っているステーション管理に対する支援策を強化・拡充してまいります。 なお、補助金などに関しては、既に各区の環境衛生協会連合会を通じ、地域の様々な環境活動への支援ができるように交付をしております。	2	①
49	ごみが散乱したときに、ごみステーションを提供している家の人片付けることになってしまう。ごみステーションの利用のルールをきちんとしてほしい。			
50	ごみステーション改善事業の見直し(補助金・助成金などの大幅増額)、分別方法や収集方法などの見直し、自治会などによる啓発活動への助成金制度の新設等に取り組むべきと考える。			

### ② 関係団体への支援の強化について (7件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
51	ボランティア活動は進め方によっては効果が期待できる。活動推進員の委嘱については、まちづくり協議会への委嘱もあるので、あまり事務処理に縛られることなく自由な活動ができるように配慮すれば、地域としても事業として受け入れやすくなるのではないかと。	市内では、迷惑行為防止活動推進地区やその他の地域においても沢山のの方々によりボランティア活動を推進していただいています。今後とも、より自由に活動を行っていただけるような事業の仕組みづくりに努めてまいります。	2	①
52	迷惑行為防止のポケットティッシュの配布や、小・中学校での周知活動をしている。登下校時に児童の前でゴミ拾いを行い反省を促したり、のぼり掲揚では、風雨による損傷やこころない悪戯に屈することなく、直ちに元の状態に戻している。この4年間で徐々にではあるが成果の兆しがあり、実効性のある広報活動を展開するため、行政にも援助をお願いしたい。	迷惑行為防止活動へのご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも皆様の活動がより円滑に進められるような支援に努めてまいります。	2	①



**「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方**

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見                  2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見                  3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見                  4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定                  ② 追加・修正あり                  ③ 追加・修正なし                  ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
53	子どもたちの見守り、声かけ及び夜間における安全パトロール、迷惑行為防止パトロールに参加しているが、参加者の高齢化に伴い維持困難になっている。若い世代にパトロール活動に参加してもらえよう行政から啓蒙・啓発してほしい。	迷惑行為防止をはじめとした地域活動に若い世代の方々にも参加していただくことは大変重要であると考えています。今後とも、関係部局と連携を図り、若者への参加を働きかけるなど、地域活動の活性化に努めてまいります。	2	①
54	地域団体やボランティアに対しては、継続可能な取り組みにするために過度な支援や過度な負担にならないようにしてほしい。	各団体の課題や要望を把握し、必要な支援策を充実させていくための取り組みを進めてまいります。	2	①
55	迷惑行為防止に関わる団体への支援に関して、内容を具体的に示してほしい。	団体への支援内容については、第4章の4「関係団体への支援の強化」の主な取り組みの事業概要に記載しております。	2	①
56	小倉駅前周辺の違法駐輪が多いので、声かけ運動をしてマナーアップを図ってはどうか。	違法駐輪などの啓発や駐輪場への案内等を行う活動団体に対して支援をしています。今後も、活発な活動ができるように引き続き支援してまいります。	2	①
57	公園愛護会を自治会にお願いしてほしい。助成事業について、どのような条件で助成するのか。	公園愛護会は、10名以上の地域の方で組織されるボランティア団体です。公園の新設や再整備などの際には、自治会や町内会、まちづくり協議会などの皆さまに愛護会結成のお願いをしています。主な活動内容は、「公園の清掃や除草などの美化活動」「公園を利用した市民花壇づくり」などです。市では、皆さまの愛護活動に対して、活動面積に応じた「助成金」を交付しています。	4	④

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

### 迷惑行為防止の仕組みづくりと環境の整備について

#### ① 監視・指導体制の強化について (13件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
58	監視・指導体制を強化してほしい。	迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちを目指すためには、啓発活動とともに、迷惑行為を許さない環境づくりが重要です。今後とも、小倉・黒崎の重点地区において、監視・指導体制の継続を図りながら、迷惑行為を起こさせない環境づくりの取り組みを進めてまいりたいと考えています。	2	①
59	市民への意識づくりも必要だが、取り締まり強化が大事だと思う。			
60	小倉・黒崎での巡視行動は引き続き行ってほしいし、参加したい。			
61	小倉駅小倉城口の路上喫煙が減ったと思うが、まだ一部で見受けられるので、今後も継続して推進してほしい。			
62	ごみ問題について、市やボランティア団体などによる監視や巡回指導の実施等に取り組むべきと考える。	市では、通報等に基づき、ごみステーションのパトロールを行っています。また、ごみ出しルールの違反者に対する指導は、市が責任を持って行いますので、トラブルを防ぐため、市民同士での指導は行わないようお願いしております。	2	①
63	空き缶、ペットボトル、たばこ、一般ごみ等のポイ捨てや山間部の大型ごみの不法投棄防止対策を強化してほしい。	生活環境パトロールや不法投棄防止パトロールの活動などを通じながら、安全・安心で快適な生活環境の確保に努めてまいります。	2	①
64	ごみが捨てられていると、次から次へと捨てていく人が増えるため、ごみの管理は徹底して行うべき。			
65	自転車に乗ったまま商店街を通行しているのを見かける。啓発活動も大事だが、取り締まりはどうしているのか。	自転車の危険運転については、法律の改正や施行などにより警察による指導・取り締まりも実施されています。	2	①

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
66	夜間の巡視活動を積極的に行ってほしい。(同意見：他1件)	巡視活動は日中の活動を主としており、夏季は昼間の時間が長いことから夜間の巡視活動を導入しております。	2	①
67	迷惑行為禁止区域で取り締まりをしている人をあまり見かけないし、どのように対応しているのかが分からない。	市の迷惑行為防止巡視員が迷惑行為防止重点地区(小倉・黒崎地区)を巡視し、違反者を発見した場合、その場で過料(1,000円)を適用しています。	2	①
68	通学路で路上駐車をしており危険であるため、厳しく取り締まってほしい。	迷惑駐車については、基本条例において迷惑行為に定め、小倉都心では迷惑駐車に関する啓発活動を実施しています。悪質な迷惑駐車に関しては、道路交通法などによる警察の指導・取り締まりも実施されています。	2	①
69	街中での迷惑駐車が迷惑だと思う。			

### ② 公共施設等の環境整備について (12件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
70	迷惑行為防止の環境整備に力を入れてほしい。	今後とも、重点地区や推進地区でのサイン整備、ポスター掲示、さらには音声案内などの施設の維持管理や整備に努めてまいります。	2	①
71	重点地区での道路標示、看板、ポスター等を増加し、誰が見ても分かるようにしてほしい。(同意見：他1件)	迷惑行為防止に関する表示につきましては、市民などが目につきやすい場所や方法により充実を図ってまいりたいと考えています。	2	①
72	迷惑行為禁止区域が分かりづらいと思う。			

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
73	路上喫煙に関して、喫煙場所の確保が必要だと思ふ。	迷惑行為防止重点地区では灰皿が設置されている場所等以外の公共の場所での路上喫煙が禁止されていることから、小倉駅小倉城口に喫煙場所を設置しています。また、民間施設においても灰皿が設置されておりますので、ご利用をお願いします。	2	①
74	ごみのポイ捨てが気になるため、ごみ箱を増やしてほしい。	平成18年に、ごみの持ち帰りを徹底するため、公共ごみ容器を撤去いたしました。その結果、周囲の散乱ごみなどがなくなり、「まちがきれいになった」との市民からの意見を多く頂いており、今後も公共ごみ容器の設置を行う考えはありません。ごみのポイ捨てがない美しいまちづくりを目指して、これまで以上に啓発活動などに取り組んでまいります。	2	③
75	駅周辺では、放置自転車が未だ多くあると感じる。駐輪場の整備等を強化してほしい。	小倉駅周辺には、市営の自転車駐輪場や民間の駐輪施設が必要量確保されております。	2	①
76	小倉駅南口の違法駐輪が目にする。道路に面した歩道に自転車用の駐輪場を設置してほしい。	また、この周辺は自転車放置禁止区域に指定されており、まずは、駐輪施設への誘導について、引き続き指導を徹底していくとともに、駐輪施設の整備などについても、状況を見ながら検討してまいります。		

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
77	自転車のルール・マナーアップについて、中高生がルール通りに車道を自転車で走ると、今まで以上に危険に思える道路がたくさんある。	<p>自転車については、道路交通法において、原則として車道の左端を通行することと規定されており、歩道を通行できるのは、やむを得ない場合など例外としての扱いとなっています。今後も、警察など関係機関と連携を図りながら、歩行者と自転車の双方が安全で快適に通行できる自転車走行空間の整備に努めてまいります。また、道路整備にあたっては、警察との連携も図りながら、信号機や標識、路面標示などの交通施設が適切に整備されるよう努めてまいります。</p>	2	①
78	自転車の法令改正、歩行者分離信号の設置等を再度検討し、地域に合った作法、約束事の推進・強化、警察署地域交通安全活動推進員との連携等、「人づくり」「環境づくり」が必要だと思う。			
79	毎朝、年配の女性が3号線の車道を自転車で走行していて、時折よろけたりトラックに接触しそうで危険に感じる。原則、歩道は自転車走行不可としているが、車道を走るよりも安全だと思う。歩行者だけの安全を優先的に考え過ぎず、自転車や自動車の運転手の立場を考えるべきではないか。			
80	交差点の自転車通行帯の路面表示が消えかかって分からないことがある。			

### (6) その他 (15件)

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
81	マンションのベランダでタバコを吸っている人がいて迷惑している。市内ではタバコを吸えないように規制してほしい。	個人宅（敷地内）での喫煙規制は、法制上難しいと考えます。	4	④

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(案案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
82	公共の場所での喫煙を禁止する法律の制定を働きかけるべきである。	健康増進法で学校、病院、官公庁施設、公共交通機関、金融機関など多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)の防止に努めなければならない。と規定されていますので、市としては法律の制定の働きかけを行うことは考えておりません。今後とも国の規定に基づき対策を進めてまいります。	4	④
83	マナーアップと観光面強化の前提として、「たばこの吸い殻ポイ捨て禁止条例」及び「空き缶・ペットボトルのポイ捨て禁止条例」を制定してほしい。	ごみのポイ捨てについては、「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」により市内全域で禁止されています。	4	④
84	ごみ、たばこのポイ捨て、犬のふん害を見かけ注意したいが、逆ギレされて何をされるかわからないのが現状である。子どもに注意しても親が怒鳴り込んで来て、何も出来ないことが悔しい。警察を呼ぶしかないのか。	ご意見のような事例がなくなるよう、迷惑行為防止に向けた取り組みを推進してまいります。	4	④
85	基本計画への全市民参加のために、町内会での自主取り組みの強化、町内会加入促進及び優遇策に取り組むべきだと思う。	町内会に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。	4	④
86	路肩の草刈回数増加の検討と所有者への指導をしてほしい。	雑草・草刈に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。	4	④
87	ごみ拾い等のボランティアにもっと行政職員が積極的に参加すべきだと思う。関係部署だけが懸命にやっても一般市民には広がらないのではないか。	市職員のボランティア活動として、「市役所5分間清掃」があります。毎月1回、各部署の職員が昼休みに庁舎周辺のごみ拾いを行っています。今後も引き続き、職員に対して参加を広く呼びかけます。	4	④

## 「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(素案)に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見</li> <li>2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見</li> <li>3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見</li> <li>4 その他の意見</li> </ol>	<p>【意見の反映結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施・検討予定</li> <li>② 追加・修正あり</li> <li>③ 追加・修正なし</li> <li>④ その他</li> </ol>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
88	車のエンジンのかけっぱなしや爆竹、花火などの夜間の騒音が迷惑だと思ふ。	基本条例に示されている迷惑行為ではありませんが、他人に不快感や嫌悪感を与える行為である場合は、警察等への協議・相談も行いながら個別に対策を検討する必要があると考えています。	4	④
89	車・バイクのマフラー改造が迷惑だと思ふ。			
90	横断歩道の横列歩行が迷惑だと思ふ。			
91	コンビニ等のたむろ行為が迷惑だと思ふ。			
92	飲み屋の客引きが迷惑だと思ふ。	福岡県迷惑行為防止条例では、人の性的好奇心をそそる営業や卑わいな接待により客に飲食をさせる営業等の客引き行為を禁止しています。	4	④
93	スマートフォン、携帯を扱いながらの歩行、通行やヘッドフォンを使用しながらの歩行、通行が迷惑だと思ふ。	携帯電話等の販売店などでは、歩きスマホなどをしないよう啓発活動が行われていますが、現状では規制する法制度はありません。今後とも国等の動きを注視してまいります。	4	④
94	マナーアップ教育の中に、歩行中のスマホ操作や音楽鑑賞等の制限も必要ではないか。			
95	素案の配布について、各地区自治体の全戸配布も検討し、地域に根付いた内容にしてはどうか。また、素案について、テレビ、ラジオ等で定期的に報道するのも良いと思ふ。	市民意見提出手続に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。	4	④